

四日市市告示第 5 0 6 号

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 6 月 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和 5 年四日市市告示第 5 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象者） 第 4 条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) から(7)まで （略） (8) 設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。 (9) 及び(10) （略） （補助金の交付申請） 第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) <u>市長が申請者に対して 3 か月以内に発行した市税の完納証明書</u> (2) （略） (3) （略） (4) （略）	（補助対象者） 第 4 条 市長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす個人（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 (1) から(7)まで （略） (8) 設備設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。 (9) 及び(10) （略） （補助金の交付申請） 第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) （略） (2) （略） (3) （略）

(5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (10) (略) (実績報告書) 第 10 条 補助対象者は、補助対象事業の完了後、30 日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。この場合において、市長は補助対象者に提出を免除した書類に代わるものを<u>指示し、提出を求めることができる。</u> (1) から (3) まで (略) (4) 補助対象設備の保証書の写し (5) から (8) まで (略) <u>(9) 補助対象設備の設置場所が交付申請時の申請者住所と異なる場合は、申請者が補助対象設備の設置場所へ転居したことがわかる住民票の写し</u> (10) (略)	(4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) (略) (9) (略) (実績報告書) 第 10 条 補助対象者は、補助対象事業の完了後、30 日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第 8 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、止むを得ない理由により提出が不可能と市長が判断したものについては、提出を免除することができる。この場合において、市長は補助対象者に提出を免除した書類に代わるものの提出を求めることができる。 (1) から (3) まで (略) (4) 補助対象設備の保証書・<u>取扱い説明書</u>の写し (5) から (8) まで (略) (9) (略)
--	---

別添 1 を次のように改める。

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間

補助金の交付を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

(3) 蓄電池部安全基準

「JIS C 8715-2」の規格を満足すること。

(4) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 「JIS C 4412」の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める「JIS C 4412」適用の猶予期間中は、「JIS C 4412-1」若しくは「JIS C 4412-2」※の規格も可とする。

※ 「JIS C 4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

(5) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(6) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

様式第 1 号から様式第 3 号までを次のように改める。

申請者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

1 設置場所

2 設置区分 1 既存住宅 2 新築住宅 3 建売住宅

3 対象設備の区分	1 太陽光発電設備	最大出力※	k W
	2 蓄電池	蓄電容量	k W h

※太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナ
ーの定格出力の合計値のいずれか小さい方の値

4	総事業費		円 (税込)
	内訳	太陽光発電設備	円 (税込)
		蓄電池	円 (税込)

5	補助対象事業費	円（税抜）
	内訳	
	太陽光発電設備	円（税抜）
	蓄電池	円（税抜）

6	補助金の申請金額	円（千円未満切捨）
	内訳 太陽光発電設備	円（千円未満切捨）
	蓄電池	円（千円未満切捨）

7 事業着手（予定）年月日 年 月 日

8 事業完了（予定）年月日 年 月 日

9 工事施工者（予定）所在地
事業所名（担当者名）
連絡先

10 住民情報及び税情報の閲覧に対する同意

私の住民情報及び税情報について、市担当者が調査することに同意します。

※添付書類

- (1) 四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書
- (2) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る契約を既に締結している場合には、その契約書等の写し
- (4) 補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- (5) 補助対象設備の仕様書
- (6) 委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- (7) 誓約書（申請者用）（様式第2号）
- (8) 誓約書（施工事業者）（様式第3号）
- (9) 発電電力の消費量計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

誓約書（申請者用）

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。また、この場合においても再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項を遵守すること。
- 2 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 3 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 4 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 5 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 6 一の場所において、設備を複数の設備に分割して扱わないこと。
- 7 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（補助対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本補助金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 8 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 9 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 10 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 11 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 12 補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 14 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- 15 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 16 法定耐用年数が経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 17 発電した電力量のうち30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- 18 補助対象設備に対し、国、県及び市から他の補助金等を受けていないこと。
- 19 脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」に取り組むこと。

年 月 日

住所 _____

署名 _____

様式第3号（第6条関係）

誓約書（施工業者用）

様が四日市市太陽光発電設備等設置費補助金を受けて設置する設備の施工に際し、下記の事項について誓約します。

- 1 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 2 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 3 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- 4 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 5 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 6 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 7 導入する設備を法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならないことを登録対象機器の添付書類（取扱説明書等）に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起すること。
- 8 申請者が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しない場合にも、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項を遵守すること。

年 月 日

住所 _____

施工業者名 _____

代表者名 _____ 印

様式第 8 号及び様式第 9 号を次のように改める。

年 月 日

四日市市長 様

申請者 住 所
氏 名

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定された補助金について、四日市市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱第10条の規定により、設置事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------------|-----------|
| 1 | 設置場所 | |
| 2 | 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 3 | 総事業費 | 円（税込） |
| | 内訳 太陽光発電設備 | 円（税込） |
| | 蓄電池 | 円（税込） |
| 4 | 補助対象事業費 | 円（税抜） |
| | 内訳 太陽光発電設備 | 円（税抜） |
| | 蓄電池 | 円（税抜） |
| 5 | 補助金額 | 円（千円未満切捨） |
| | 内訳 太陽光発電設備 | 円 |
| | 蓄電池 | 円（千円未満切捨） |
| 6 | 太陽光発電設備の最大出力 | k W |
| 7 | 蓄電池の蓄電容量 | k W h |

※添付書類

- （1）設備導入場所の住宅の全景を把握できるカラー写真
- （2）設備導入場所の住宅の場所がわかる地図
- （3）補助対象設備の設置に係る契約書等の写し（交付申請時に提出していない場合）
- （4）補助対象設備の保証書の写し
- （5）補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- （6）補助対象設備の設置状況を把握できるカラー写真
- （7）電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し
- （8）誓約書（申請者用）（様式第9条）
- （9）補助対象設備の設置場所が交付申請時の申請者住所と異なる場合は、申請者が補助対象設備の設置場所へ転居したことがわかる住民票の写し
- （10）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

様式第9号（第10条関係）

誓約書（申請者用）

補助対象設備の導入が行われたためその稼働にあたり、補助対象設備で発電された電力量のうち30%以上を申請した住宅の敷地内で自ら消費することを誓約します。

年 月 日 住所

氏名

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

(環境部環境政策課)